

区再編に関するQ&A(一覧)

回答は、次ページ以降の  
以下の項目№をご覧ください。

- ◆ 区割り
  - ・ 区再編により、いつから、どんな区割りになるのか？ → 区割り(1)
  - ・ なぜ、区再編後の区の数3区にしたのか？ → 区割り(2)
  - ・ なぜ、区再編の区割りをこのようにしたのか？ → 区割り(3)
  
- ◆ 区名
  - ・ 区再編により、いつから、どんな区名になるのか？ → 区名(1)
  - ・ なぜ、区再編後の区名が中央区・浜名区・天竜区になったのか？ → 区名(2)
  
- ◆ 住所変更
  - <手続き等>
    - ・ 区再編によって区名が変わると住所変更が必要になるのでは？ → 住所変更(1)
    - ・ 区再編に伴い、全国地方公共団体コードに変更はあるか？ → 住所変更(2)
    - ・ ゴム印や区名入り印刷物などの区名の変更に係る費用の補助はあるか？ → 住所変更(3)
  
  - <個人編>
    - マイナンバーカード -
      - ・ 区再編に伴い、マイナンバーカードの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(4)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、コンビニで住民票の写し等をとれるか？ → 住所変更(5)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、健康保険証として使えるか？ → 住所変更(6)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、オンラインで確定申告(e-Tax)ができるか？ → 住所変更(7)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、身分証明書や本人確認書類として使えるか？ → 住所変更(8)
  
    - 戸籍・住民票 -
      - ・ 区再編に伴い、戸籍や住民票の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(9)
      - ・ 区再編に伴い、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(10)
  
    - 暮らし -
      - ・ 区再編に伴い、自動車運転免許証の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(11)
      - ・ 区再編に伴い、自動車検査証などの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(12)
      - ・ 区再編に伴い、電話、電気、ガスの使用に際して登録した住所の変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(13)
      - ・ 区再編に伴い、水道・下水道使用者の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(14)
      - ・ 区再編に伴い、市営墓地や納骨堂利用の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(15)
  
    - 金融 -
      - ・ 区再編に伴い、通帳やキャッシュカードの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(16)
  
    - 登記 -
      - ・ 区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(17)
  
    - 年金 -
      - ・ 区再編に伴い、年金受給権者や被保険者として登録している住所の変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(18)
  
    - 健康保険 -
      - ・ 区再編に伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(19)

- 福祉 -
  - ・ 区再編に伴い、障害者手帳や障害福祉サービス受給者証など福祉に関するサービス → 住所変更(20)  
や介護保険の住所変更手続きをする必要があるか？
- 児童 -
  - ・ 区再編に伴い、乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証の住所 → 住所変更(21)  
変更手続きをする必要があるか？
  - ・ 区再編に伴い、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証や児童扶養手当証書の住所変 → 住所変更(22)  
更手続きをする必要があるか？
- 健康・保健 -
  - ・ 区再編に伴い、母子健康手帳や健康診査受診票、養育医療券、医療受給者証の住所 → 住所変更(23)  
変更手続きをする必要があるか？
- 教育・生涯学習 -
  - ・ 区再編に伴い、小・中学校などへの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(24)
  - ・ 区再編に伴い、市立図書館の利用者登録（カード）の住所変更手続きをする必要が → 住所変更(25)  
あるか？
- 警察関係 -
  - ・ 区再編に伴い、銃や刀剣類の所持許可証や警備員の資格者証の住所変更手続きをす → 住所変更(26)  
る必要があるか？
- その他 -
  - ・ 区再編に伴い、狩猟免許や小型船舶操縦免許証（海技免許）の住所変更手続きをす → 住所変更(27)  
る必要があるか？
- <事業者編>
- 登記 -
  - ・ 区再編に伴い、会社・法人登記の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(28)
  - ・ 区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(29)
- 年金 -
  - ・ 区再編に伴い、厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地の変更手続きをする必 → 住所変更(30)  
要があるか？
- 労働 -
  - ・ 区再編に伴い、労働保険、労働安全衛生法による免許証、雇用保険の変更手続きを → 住所変更(31)  
する必要があるか？
- 警察関係 -
  - ・ 区再編に伴い、営業許可証や安全運転管理者などの住所変更手続きをする必要があ → 住所変更(32)  
るか？
- 福祉 -
  - ・ 区再編に伴い、障害福祉サービス事業者や介護サービス提供事業者の住所変更手続 → 住所変更(33)  
きをする必要があるか？
- 道路・港湾・河川 -
  - ・ 区再編に伴い、道路・港湾・河川などの占用許可の住所変更手続きをする必要があ → 住所変更(34)  
るか？
- 都市・公園・電気など -
  - ・ 区再編に伴い、都市・公園・電気などの業務で市に登録している住所の変更手続き → 住所変更(35)  
をする必要があるか？
- 事業 -
  - ・ 液化石油ガス、宅地建物取引、建築、旅行、通説、屋外広告業などの事業について → 住所変更(36)  
住所変更手続きをする必要があるか？

◆ 届出・証明等の手続き

<場所>

- ・ 区再編後、区役所はどこになるか？ → 場所(1)
- ・ 区再編後、区役所にならないところ（行政センター）はどうなるか？ → 場所(2)
- ・ 区再編により区役所が遠くなるのが不安。 → 場所(3)
- ・ 区再編後、行政センターでできないことや、区役所に行かなければならないものはないか？ → 場所(4)
- ・ 区再編後、協働センター、ふれあいセンターはどうなるか？ → 場所(5)
- ・ 区再編後、市民サービスセンターはどうなるか？ → 場所(6)

<戸籍>

- ・ 区再編後、戸籍に関する手続きは、どこでできるか？ → 戸籍(1)

<住民票>

- ・ 区再編後、住民票に関する手続きは、どこでできるか？ → 住民票(1)

<印鑑登録>

- ・ 区再編後、印鑑登録に関する手続きは、どこでできるか？ → 印鑑登録(1)

<マイナンバーカード>

- ・ 区再編後、マイナンバーカードの申請に関する手続きは、どこでできるか？ → マイナンバーカード(1)
- ・ 区再編後、マイナンバーカードの受け取りは、どこでできるか？ → マイナンバーカード(2)
- ・ 区再編後、マイナンバーカードの記載内容の変更などに関する手続きは、どこでできるか？ → マイナンバーカード(3)

<パスポート>

- ・ 区再編後、パスポートに関する手続きは、どこでできるか？ → パスポート(1)

<税金>

- ・ 区再編後、税金に関する手続きは、どこでできるか？ → 税金(1)

<保険>

- ・ 区再編後、保険に関する手続きは、どこでできるか？ → 保険(1)

<年金>

- ・ 区再編後、年金に関する手続きは、どこでできるか？ → 年金(1)

<子育て>

- ・ 区再編後、子育てに関する手続きは、どこでできるか？ → 子育て(1)

<北区>

- ・ 区再編により区が分割される都田・新都田、三方原、細江・引佐・三ヶ日地区のサービスはどのように変わるのか？ → 北区(1)

◆ 暮らし

<福祉>

- ・ 区再編後、区役所の福祉・保健関係の組織はどうなるか？ → 福祉(1)

<土木>

- ・ 区再編後、土木整備事務所などの配置はどうなるか？ → 土木(1)

<防災>

- ・ 区再編後、防災体制に変更はあるか？ → 防災(1)

◆ 経緯・目的

- ・ なぜ、区再編が必要なのか？ → 経緯・目的(1)
- ・ 区再編が決定するまでに、どのような議論があったのか？ → 経緯・目的(2)
- ・ 区再編に関する住民投票を行ったと記憶しているが、なぜ再編するのか？ → 経緯・目的(3)
- ・ 区再編によって職員を減らすと、サービスが低下するのではないか？ → 経緯・目的(4)



区再編に関するQ&A(回答)

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
区割 り	(1)	区再編により、いつから、どんな区割りになるのか？	令和6(2024)年1月1日から、次の3区に再編します。 中央区：現在の中・東・西・南区・北区(三方原地区) 浜名区：現在の北区(三方原地区以外)・浜北区 天竜区：(現在と区域の変更なし)	行政区の再編について 
	(2)	なぜ、区再編後の区の数3区にしたのか？	市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会で、区の数2～4区となった場合の評価結果や、市民の皆様からのご意見等を踏まえ、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮を総合的に判断し、区の数3区とすることが決定されました。	区割り案選定の理由   
	(3)	なぜ、区再編の区割りをこのようにしたのか？	市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会で、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や市民の皆様からのご意見等を踏まえ、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられ、区割りが決定されました。	
区名	(1)	区再編により、いつから、どんな区名になるのか？	令和6(2024)年1月1日から、中央区(ちゅうおうく)、浜名区(はまなく)、天竜区(てんりゅうく)の3区に再編します。	行政区の再編について 
	(2)	なぜ、区再編後の区名が中央区・浜名区・天竜区になったのか？	市民の皆様意向を確認するため、区名募集・区名アンケートを行い、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会の意見を踏まえた上、行政区画等審議会での審議を経て、再編後の区の名称が答申されました。	区名候補募集・区名アンケートについて 
住所 変更	(1)	区再編によって区名が変わると住所変更が必要になるのでは？	令和6(2024)年1月1日から、住所の区名部分が変わります。郵便番号、町字名、番地は変わりません。 (例)浜松市中区元城町103番地の2⇒浜松市中央区元城町103番地の2 区名の変更による住所変更手続きは、ほとんどの場合必要ありませんが、一部必要な場合があります。暮らしや住まいに関する主なものについて、内容と問合せ先を以下のページに掲載しています。参考にしてください。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.12～14) 

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(2)	区再編に伴い、全国地方公共団体コードに変更はあるか？	区再編に伴い、令和6(2024)年1月1日から、全国地方公共団体コードが変わります。区名・区域に変更のない天竜区のコードも変更となります。	区再編に伴う全国地方公共団体コードの変更について 
	(3)	ゴム印や区名入り印刷物などの区名の変更に係る費用の補助はあるか？	費用の補助はありません。12市町村合併時や指定都市移行時のほか、住居表示や区画整理の時も行っておりません。ご負担をおかけしますが、令和6年1月1日の区再編の実施時期を踏まえて在庫の調整をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。区再編は、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化する中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化していくために行うものです。ご理解ご協力をお願いいたします。	行政区の再編について 
	(4)	区再編に伴い、マイナンバーカードの住所変更手続きをする必要があるか？	令和6(2024)年1月1日に区名が変わっても、ほとんどの手続きでそのまま利用できます。新しい区名の記載を希望する場合は、令和6(2024)年1月4日以降に住所変更手続きができます。	区の再編に伴うマイナンバーカードの住所変更手続き(P.15) 
	(5)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、コンビニで住民票の写し等をとれるか？	住所変更手続きをしなくても、コンビニ交付サービスをご利用いただけます。なお、令和6(2024)年1月1日から3日までは全国的にサービスが休止します。1月4日以降に交付される住民票の写しなどの本籍・住所は、新たな区名となります。	
	(6)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、健康保険証として使えるか？	住所変更手続きをしなくても、各医療機関の窓口で利用できます。	
	(7)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、オンラインで確定申告(e-Tax)ができるか？	住所変更手続きをしなくても、e-Taxによる申告書等の提出が可能です。	
	(8)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、身分証明書や本人確認書類として使えるか？	住所変更手続きをしなくても、市の窓口などで身分証明書や本人確認書類として利用できます。	

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(9)	区再編に伴い、戸籍や住民票の住所変更手続きをする必要があるか？	戸籍、住民票、印鑑登録の本籍・住所の表示は、市で変更しますので、手続きは不要です。 2024年1月4日以降に交付される住民票の写しなどの本籍・住所は、新たな区名となります。マイナンバーカードによるコンビニ交付でも同様です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.12～14) (動画)区再編に伴う住所変更手続き 
	(10)	区再編に伴い、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードの住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(11)	区再編に伴い、自動車運転免許証の住所変更手続きをする必要があるか？	自動車運転免許証に記載の住所は、次回更新時に変更されます。そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(12)	区再編に伴い、自動車検査証などの住所変更手続きをする必要があるか？	自動車検査証、軽自動車届出済証は、そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(13)	区再編に伴い、電話、電気、ガスの使用に際して登録した住所の変更手続きをする必要があるか？	電話、電気、ガスの使用に際して登録した住所について、多くの場合、手続きは不要です。事業者ごとに対応が異なる場合があります。	
	(14)	区再編に伴い、水道・下水道使用者の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(15)	区再編に伴い、市営墓地や納骨堂利用の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(16)	区再編に伴い、通帳やキャッシュカードの住所変更手続きをする必要があるか？	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカードは、ほとんどの場合そのまま使用でき、手続きは不要です。当座預金、融資取引などがある場合は、住所変更の手続きが必要となる場合があります。個別の内容については、各機関にお問い合わせください。	

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(17)	区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？	不動産登記記録表題部の所在は、法務局で変更しますので、手続きは不要です。 ①不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所、②不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所について、①、②の住所はそのままでも差し支えありませんが、①の登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.12～14) (動画)区再編に伴う住所変更手続き 
	(18)	区再編に伴い、年金受給権者や被保険者として登録している住所の変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(19)	区再編に伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度の住所変更手続きをする必要があるか？	国民健康保険や後期高齢者医療制度に関する被保険者証、認定証などについては、そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(20)	区再編に伴い、障害者手帳や障害福祉サービス受給者証など福祉に関するサービスや介護保険の住所変更手続きをする必要があるか？	障害者手帳や、障害福祉サービス受給者証、介護保険の被保険者証、児童入所サービス受給者証、里親登録証などについては、そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(21)	区再編に伴い、乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証の住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用できますが、2024年1月1日以降に、ご自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください。	
	(22)	区再編に伴い、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証や児童扶養手当証書の住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(23)	区再編に伴い、母子健康手帳や健康診査受診票、養育医療券、医療受給者証の住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(24)	区再編に伴い、小・中学校などへの住所変更手続きをする必要があるか？	市立小学校・中学校・市立高等学校への手続きは不要です。私立の小・中学校は個別に問い合わせてください。	



項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(25)	区再編に伴い、市立図書館の利用者登録(カード)の住所変更手続きをする必要があるか？	図書館利用者カードはそのまま使用でき、手続きは不要です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.12～14)
	(26)	区再編に伴い、銃や刀剣類の所持許可証や警備員の資格者証の住所変更手続きをする必要があるか？	各警察署で取り扱う以下の証書については、手続きは不要です。 銃砲所持許可証、猟銃・空気銃許可証、猟銃用火薬類等譲受許可証、刀剣類所持許可証、クロスボウ所持許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格者証、警備員の検定合格証および合格証明書	
	(27)	区再編に伴い、狩猟免許や小型船舶操縦免許証(海技免許)の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(28)	区再編に伴い、会社・法人登記の住所変更手続きをする必要があるか？	浜松支局管轄内の会社・法人の本店、支店および役員などの住所は法務局で変更しますので、手続きは不要です。 浜松支局管轄外に本店などがある会社・法人の支店および役員などの住所はそのままでも差し支えありませんが、住所の変更を希望する場合は申請が必要です。	
	(29)	区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？	不動産登記記録表題部の所在は、法務局で変更しますので、手続きは不要です。 ①不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所、②不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所について、①、②の住所はそのままでも差し支えありませんが、①の登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。	
	(30)	区再編に伴い、厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地の変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(31)	区再編に伴い、労働保険、労働安全衛生法による免許証、雇用保険の変更手続きをする必要があるか？	以下の手続きは不要です。 労働保険適用事業の所在地変更届、加入している労働保険の住所変更届、労働安全衛生法による免許証、加入している雇用保険の住所変更届	

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(32)	区再編に伴い、営業許可証や安全運転管理者などの住所変更手続きをする必要があるか？	以下の各警察署における手続きは不要です。 風俗営業許可証、特例風俗営業者認定証、質屋営業許可証、金属くず業許可証、金属くず行商届済証、警備業認定証、安全運転管理者・副安全運転管理者の住所変更届、自動車運転代行業認定証、緊急自動車指定書、緊急自動車届出書、道路維持作業用自動車指定書、道路維持作業用自動車届出書の住所変更届	区の再編に伴う住所変更手続き(P.12～14)
	(33)	区再編に伴い、障害福祉サービス事業者や介護サービス提供者の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(34)	区再編に伴い、道路・港湾・河川などの占用許可の住所変更手続きをする必要があるか？	以下の業務については、手続きは不要です。そのまま使用できます。 道路・港湾・河川などの占用許可、プレジャーボート係留保管届	
	(35)	区再編に伴い、都市・公園・電気などの業務で市に登録している住所の変更手続きをする必要があるか？	以下の業務のうち、届け出先が浜松市となるものは、手続きは不要です。 屋外広告業の登録、火薬類製造販売営業許可、電気工事に係る登録事項、公園の占用・設置許可、屋外広告物講習会修了証書、飼育動物診療施設の住所変更届	
	(36)	液化石油ガス、宅地建物取引、建築、旅行、通訳、屋外広告業などの事業について住所変更手続きをする必要があるか？	以下の事業に係る手続きは不要です。 液化石油ガス設備士免状、宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の資格登録、浄化槽工事業の登録、建築士事務所の登録、旅行業・旅行業者代理業および旅行サービス手配業の登録、通訳案内業(通訳案内士)の登録、屋外広告業の登録	
場所 (届出・証明等 の手続き)	(1)	区再編後、区役所はどこになるか？	現在の中区役所が中央区役所、浜北区役所が浜名区役所となります。天竜区役所は変わりません。	行政区の再編について 
	(2)	区再編後、区役所にならないところ(行政センター)はどうなるか？	再編後に区役所とならない現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。	








項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
場所 (届出・証明等の手続き)	(3)	区再編により区役所が遠くなることが不安。	区役所とならない旧区役所庁舎(現在の東・西・南・北区役所)を「行政センター」とし、区役所と同じサービスを提供します。	行政区の再編について 
	(4)	区再編後、行政センターでできないことや、区役所に行かなければならないものはないか？	区役所とならない旧区役所庁舎(現在の東・西・南・北区役所)を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供します。区役所に行かなければならないものは、区長との面談・要望、区役所で開催される会議への出席、区役所職員との打ち合わせなどが想定されますので、オンラインでの実施や、行政センター等での巡回開催など、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。	地域拠点の名称、位置、業務内容等 
	(5)	区再編後、協働センター、ふれあいセンターはどうなるか？	設置場所や提供するサービスは現在と同じで、再編による変更はありませんが、舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センターは「支所」、二俣協働センターは「ふれあいセンター」に改称します。	行政区の再編について 
	(6)	区再編後、市民サービスセンターはどうなるか？	再編による変更はありません。	
戸籍 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、戸籍に関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。なお、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)は、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、再編後の支所(現在の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンターのどこでも取得できます。また、浜松市に本籍及び住所がある方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ(マルチコピー機設置店舗)でも取得できます。	主要市民サービス一覧(P.16~17) 印鑑証明・戸籍・住民票証明書取得 

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住民票 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、住民票に関する手続きは、どこでできるか？	<p>手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。</p> <p>現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。</p> <p>なお、住民票の写しは、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、再編後の支所(現在の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンターのどこでも取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ(マルチコピー機設置店舗)でも取得できます。</p>	<p>主要市民サービス一覧(P.16～17)</p> <p>印鑑証明・戸籍・住民票証明書取得</p> 
印鑑登録 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、印鑑登録に関する手続きは、どこでできるか？	<p>手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。</p> <p>現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。</p> <p>なお、印鑑登録証明書は、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、再編後の支所(現在の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンターのどこでも取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ(マルチコピー機設置店舗)でも取得できます。</p>	
マイナンバーカード (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、マイナンバーカードの申請に関する手続きは、どこでできるか？	<p>マイナンバーカードは、スマートフォン・パソコン・郵便・申請サポート会場で申請できます。区再編後も現在と同様に、区役所及び行政センター(現在の東・西・南・北区役所)、再編後の支所の一部(現在の舞阪・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、積志協働センター、市民サービスセンター(駅前・北部・高丘葵・可美・新都田)が申請サポート会場となります。</p>	<p>マイナンバーカード</p> 
マイナンバーカード (届出・証明等の手続き)	(2)	区再編後、マイナンバーカードの受け取りは、どこでできるか？	<p>令和6(2024)年1月1日以降にマイナンバーカードを申請した場合のカードの受け取り場所は、区再編による変更はなく、再編前の区の区域ごとに再編前の区役所施設(中・浜北・天竜区においては再編後の区役所、区役所が設置されない東・西・南・北区においては行政センター)での受け取りとなります。ただし、三方原地区は中央区役所(現在の中区役所)に変更となります。詳細は、今後、ホームページなどでお知らせします。</p>	

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
マイナンバーカード (届出・証明等の手続き)	(3)	区再編後、マイナンバーカードの記載内容の変更などに関する手続きは、どこでできるか？	区再編後も現在と同様に、居住地に関わらず、区役所、再編後の行政センター（現在の東・西・南・北区役所）、再編後の支所の一部（現在の舞阪・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター）、積志協働センター、市民サービスセンター（駅前・北部・高丘葵・可美・新都田）のどこでも手続きできます。	主要市民サービス一覧(P.16～17) マイナンバーカード 
パスポート (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、パスポートに関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。 中央区役所（現在の中区役所）、浜名区役所（現在の浜北区役所）、北行政センター（現在の北区役所）でお取り扱いします。	パスポート（旅券） 
税金 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、税金に関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。 現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。 なお、市民税・県民税の所得証明書や課税証明書は、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、再編後の支所（現在の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター）、協働センター及びふれあいセンター（中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く）、市民サービスセンターのどこでも取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ（マルチコピー機設置店舗）でも取得できます。	税金インデックス 
保険 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、保険に関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。 現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。	保険・年金 
年金 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、年金に関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。 現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。	保険・年金 



項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
子育て (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、子育てに関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく現在と同じ施設で手続き可能です。 現在の東・西・南・北区役所は、行政センターとなり、区役所と同じサービスを提供します。	主要市民サービス一覧(P.16～17) 浜松市子育て情報サイトびっぴ 
北区 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編により区が分割される都田・新都田、三方原、細江・引佐・三ヶ日地区のサービスはどのように変わるのか？	戸籍・住民票など、多くのサービスは、これまでと同様、居住地に関係なく、どこの区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンターでもサービスを受けることができます。 なお、居住または土地が所在する地域のみで行うサービス(※)は、三方原地区は中央区役所(現在の中区役所)、三方原地区以外の地区は北行政センター(現在の北区役所)での取り扱いとなります。 ※主なもの: マイナンバーカードの受領(その他届出は除く)、自主防災組織の指導・育成、防犯灯に関する補助金申請、地域力向上事業の補助金申請、特別永住者証明書申請	
福祉 (くらし)	(1)	区再編後、区役所の福祉・保健関係の組織はどうなるか？	区役所の社会福祉課、長寿保険課などを本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課を「健康づくりセンター」としますが、引き続き区役所や行政センターなどで同じサービスを提供します。	主要組織(福祉)の基本的な方向性  (動画)再編後のサービス提供体制・住民自治の姿 
土木 (くらし)	(1)	区再編後、土木整備事務所などの配置はどうなるか？	再編後も本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、三ヶ日支所に出先グループを新設し、土木整備事務所の拠点を11拠点とします。	主要組織(土木)の基本的な方向性 
防災 (くらし)	(1)	区再編後、防災体制に変更はあるか？	再編後に行政センターとなる旧区役所庁舎を地域本部とし、現在と同数の防災拠点を維持します。避難所の位置や数にも変更はありません。職員の配置も現在と同規模とします。	主要組織(防災)の基本的な方向性 

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
経緯・目的	(1)	なぜ、区再編が必要なのか？	人口減少や少子高齢化の進行、激変する社会経済状況や市民ニーズなどに合わせ、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するために、行政運営体制を見直す必要があります。	区再編の必要性  (動画)区再編の意義・目的 
	(2)	区再編が決定するまでに、どのような議論があったのか？	人口減少や少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会で協議を進めてきました。	区再編の検討の主な経緯  (動画)区再編決定(区設置等条例議決)までの経緯 
	(3)	区再編に関する住民投票を行ったと記憶しているが、なぜ再編するのか？	2019年4月7日に住民投票を実施しました。市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会では、その結果を分析し、再編を行うこと自体への賛否は拮抗する結果となったことを総括しました。	住民投票の結果等について 
	(4)	区再編によって職員を減らすと、サービスが低下するのではないか？	市民の皆様に直接対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持します。なお、職員は区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていきます。	区再編の必要性  (動画)区再編の意義・目的 

# 行政区の再編に伴う、住所変更手続き

区名の変更による戸籍・住民票や免許証などの住所変更手続きは、ほとんどの場合必要ありませんが、一部手続きが必要な場合があります。  
市民生活や事業に関係のある主なものについて、内容とその問い合わせ先を掲載しました。参考にしてください。

## 手続きが不要なもの(市の窓口で取り扱う業務)

- ◆住所変更の手続きは必要ありません。そのまま使用してください。
- ◆マイナンバーカードについては、今後広報はままつ、市ホームページなどでお知らせします。

### ●個人編●

分野	名称	問合せ先
戸籍・住民票	戸籍、住民票、印鑑登録(本籍、住所の表示は市で変更します)	各区・区民生活課 ☎(※3)
	在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード	
健康保険	【国民健康保険に関するもの】 被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、被保険者資格証明書、特定健康診査受診券	国保年金課 (☎ 457-2637)
	【後期高齢者医療制度に関するもの】 被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、健康診査受診券	各区・長寿保険課 ☎(※3)
福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(注1)	障害保健福祉課 (☎ 457-2034)
	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、児童通所サービス受給者証	
	自立支援医療受給者証(更生医療、精神通院医療)	各区・社会福祉課 ☎(※3)
	重度心身障害者医療費助成金受給者証	
	特別児童扶養手当証書	児童相談所 (☎ 457-2703)
	児童入所サービス受給者証、里親登録証	
	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)	介護保険課 (☎ 457-2374)
	介護保険負担限度額認定証	各区・長寿保険課 ☎(※3)
社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証		
暮らし	水道・下水道使用者の使用場所、送付先住所(電話・電気・ガスは9ページの暮らしに記載)	お客さまサービス課 (☎ 474-7812)
	市営墓地及び浜松市納骨堂利用者の住所変更届	市民生活課 (☎ 457-2026)

(注1)手帳に記載されている住所の変更を希望する場合は、2024(令和6)年1月4日以降に中央・浜名・天竜区役所(現在の中・浜北・天竜区役所)または、行政センター(現在の東・西・南・北区役所)の窓口にお越しください



## ● 個人編 ●

分野	名称	問合せ先
児童	乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証(注2)	子育て支援課(☎ 457-2792) 各区・社会福祉課 ☎(※3)
	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	
	児童扶養手当証書	
健康 ・ 保健	4か月児・10か月児健康診査受診票、乳幼児健康診査精密検査受診票、妊婦(歯科)・産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票	健康増進課(☎ 453-6117) 各区・健康づくり課 ☎(※3)
	母子健康手帳	
	養育医療券	
	自立支援医療受給者証(育成医療)	
	浜松市特定医療費(指定難病)受給者証、浜松市小児慢性特定疾病医療受給者証	
教育 ・ 生涯学習	市立小学校・中学校などへの住所変更手続き(私立の小・中学校は個別に問い合わせてください)	教育支援課(☎ 457-2406)
	市立図書館の利用者登録(図書館利用者カード)	中央図書館(☎ 456-0234)

(注2) 2024(令和6)年1月1日以降に、自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください

## ● 事業者編 ●

分野	名称	問合せ先
福祉	障害福祉サービス等事業者の指定事項に関する住所変更届	障害保健福祉課(☎ 457-2860)
	介護サービス提供事業者の指定事項に関する住所変更届	介護保険課(☎ 457-2875)
道路 ・ 河川	道路占用許可の住所変更届	道路保全課(☎ 457-2425)
	河川などの占用許可【二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北裏川、御陣屋川に限る。)、準用河川、普通河川】の住所変更届	南土木整備事務所(☎ 457-1010) 北土木整備事務所(☎ 523-2897) 東・浜北土木整備事務所(☎ 585-1152) 天竜土木整備事務所(☎ 922-0025)
都市 ・ 公園 ・ 電気 など	屋外広告業の登録の住所変更届	土地政策課(☎ 457-2344)
	火薬類製造販売営業許可の住所変更届	予防課(☎ 475-7542)
	電気工事に係る登録事項の住所変更届	産業振興課(☎ 457-2281)
	公園の占用許可の住所変更届	公園管理事務所(☎ 473-1829)
	公園の設置許可の住所変更届	
	屋外広告物講習会修了証書の住所変更届	土地政策課(☎ 457-2344)
飼育動物診療施設の住所変更届	農業振興課(☎ 457-2332)	

届け出先が浜松市以外の場合は、各届け出先に問い合わせてください。

【(※3)区役所 担当課代表電話番号】業務ごとに電話番号が異なるため、電話を取り次ぎする場合があります

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
区民生活課	☎ 457-2121	☎ 424-0153	☎ 597-1115	☎ 425-1348	☎ 523-1116	☎ 585-1111	☎ 922-0019
社会福祉課	☎ 457-2051	☎ 424-0175	☎ 597-1118	☎ 425-1460	☎ 523-3111	☎ 585-1121	☎ 922-0018
長寿保険課	☎ 457-2062	☎ 424-0183	☎ 597-1119	☎ 425-1542	☎ 523-1144	☎ 585-1125	☎ 922-0065
健康づくり課	☎ 457-2890	☎ 424-0122	☎ 597-1120	☎ 425-1590	☎ 523-3121	☎ 585-1171	☎ 922-0075

## 手続きが原則として不要なもの(市の窓口以外で取り扱う業務)

- ◆ほとんどのものが住所変更の手続きは必要ありません。  
そのまま使用できますが、一部必要な場合があります

### ● 個人編 ●

分野	名称	問合せ先
暮らし	自動車運転免許証(次回更新時に変更されます。その前に変更を希望する場合は、管轄の警察署または西部運転免許センターへ)	各警察署(問合せ先は下段の事業者編に明記) 西部運転免許センター(☎ 587-2000)
	自動車検査証、軽自動車届出済証(普通自動車・小型二輪(251cc以上)・軽二輪(126cc以上250cc以下)は浜松自動車検査登録事務所、軽自動車(三輪・四輪)は軽自動車検査協会)(記載住所の変更を希望する場合は申請または届け出が必要)	浜松自動車検査登録事務所(☎ 050-5540-2052) 軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所(☎ 050-3816-1777)
	電話料金請求書の送付先住所、電気・都市ガス・LPガス使用者の住所(多くの場合は不要です。事業者ごとに対応が異なる場合があります)	各事業者
金融	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード(当座預金、融資取引などがある場合は、手続きが必要となる場合があります)	各金融機関 各郵便局
登記	不動産登記記録表題部の所在(法務局で変更)	静岡地方法務局浜松支局(☎ 454-1396)
	不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所(登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要)※	
	不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所	
年金	年金受給権者住所変更届、国民年金被保険者住所変更届、国民年金第3号被保険者住所変更届、健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届	浜松東年金事務所(☎ 421-0192) 浜松西年金事務所(☎ 456-8511)
警察関係	銃砲所持許可証、猟銃・空気銃許可証、猟銃用火薬類等譲受許可証、刀剣類所持許可証、クロスボウ所持許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格証、警備員の検定合格証および合格証明書	各警察署(問合せ先は下段の事業者編に明記)
その他	狩猟免許状	西部農林事務所森林整備課(☎ 458-7234)
	小型船舶操縦免許証(海技免許状)	中部運輸局静岡運輸支局(☎ 054-352-0174)

### ● 事業者編 ●

分野	名称	問合せ先
登記	浜松支局管轄内の会社・法人の本店、支店および役員などの住所(法務局で変更)	静岡地方法務局浜松支局(☎ 454-1396)
	浜松支局管轄外に本店などがある会社・法人の支店および役員などの住所(住所の変更を希望する場合は申請が必要)※不動産登記については上の表をご覧ください	
年金	厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地変更届	浜松東年金事務所(☎ 421-0192) 浜松西年金事務所(☎ 456-8511)
労働	労働保険適用事業の所在地変更届、加入している労働保険の住所変更届	浜松労働基準監督署労災課(☎ 456-8150)
	労働安全衛生法による免許証	浜松労働基準監督署安全衛生課(☎ 456-8149)
	加入している雇用保険の住所変更届	浜松公共職業安定所適用課(☎ 457-5153)
警察関係	風俗営業許可証、特例風俗営業業者認定証、質屋営業許可証、金属くず業許可証、金属くず行商届済証、警備業認定証	天竜警察署(☎ 926-0110) 浜北警察署(☎ 585-0110)
	安全運転管理者、副安全運転管理者の住所変更届	浜松東警察署(☎ 460-0110)
	自動車運転代行業認定証、緊急自動車指定書、緊急自動車届出書、道路維持作業用自動車指定書、道路維持作業用自動車届出書の住所変更届	浜松中央警察署(☎ 475-0110) 浜松西警察署(☎ 484-0110) 細江警察署(☎ 522-0110)
港湾 河川	港湾占用許可	浜松土木事務所維持管理課(☎ 458-7261)
	河川占用許可	
	【一級、二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北裏川、御陣屋川以外の二級河川)】 プレジャーボート係留保管届	
事業	液化石油ガス設備士免許状	高圧ガス保安協会試験センター(☎ 03-3436-6106)
	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の資格登録、浄化槽工事業の登録	浜松土木事務所建築住宅課(☎ 458-7283)
	建築士事務所の登録	静岡県建築士事務所協会西部支部(☎ 459-2366)
	旅行業、旅行者代理業および旅行サービス手配業の登録	静岡県観光政策課(☎ 054-221-3638)
	通訳案内業(通訳案内士)の登録	
	屋外広告業の登録	浜松土木事務所都市計画課(☎ 458-7276)

## 区再編によるマイナンバーカードの住所変更の手続きは、ほとんどの場合不要です！



2024(令和6)年1月1日に区名が変わっても、マイナンバーカードの住所変更は不要で、ほとんどの場合そのまま利用できます。

※新しい区名の記載を希望する場合は、2024(令和6)年1月4日以降に住所変更できます

※民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、窓口で身分証明書として利用する場合は、住所変更が必要となる場合があります。個別に手続き先にお問い合わせください



### ◎住所変更が不要な主な手続き

	利用方法	利用場所	問い合わせ先
電子証明書を 利用した 手続き	コンビニ交付 (住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、市県民税所得証明書・課税証明書)	コンビニエンスストアのマルチコピー機 (コンビニ交付サービス: 2024(令和6)年1月1日から3日までは休止)	市民生活課戸籍住基担当 (☎ 457-2121)
	健康保険証	各医療機関	【国民健康保険、後期高齢者医療保険】 国保年金課(☎ 457-2637)  【その他の健康保険】 加入している健康保険組合など
	確定申告書など	e-Tax	浜松西税務署(☎ 555-7111) 浜松東税務署(☎ 458-1111)  自動音声に従い「2」を選択してください
本人確認書類として提示	身分証明書 本人確認書類	市の窓口などでの提示	市役所各窓口

### ◎マイナンバーカードの住所変更に関する問い合わせ先

中区・区民生活課(☎ 457-2128)	東区・区民生活課(☎ 424-0153)
西区・区民生活課(☎ 597-1115)	南区・区民生活課(☎ 425-1348)
北区・区民生活課(☎ 523-1116)	浜北区・区民生活課(☎ 585-1111)
天竜区・区民生活課(☎ 922-0019)	

ホームページでは、区再編についてまとめた動画を公開しています。

区役所、協働センター、図書館などでも、関連資料を閲覧できます。



市HP ▶ 区再編  検索

◎区再編全般に関する問い合わせは、区再編推進事業本部(☎ 457-2123)へ

## 主要市民サービス一覧

◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（現行と同じ）

○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（現行と同じ）

－：一部の窓口で取扱うサービス（現行と同じ）

分野	サービス内容	庁舎	中央区				浜名区		天竜区
			中央区役所	東行政センター	西行政センター	南行政センター	浜名区役所	北行政センター	天竜区役所
戸籍	戸籍関係証明書の交付申請		○	○	○	○	○	○	○
	戸籍に関する届出 (出生、死亡、婚姻、離婚、転籍等)		○	○	○	○	○	○	○
住民票	住民票の写しなどの交付申請		○	○	○	○	○	○	○
	住民票の異動 (転入、転出、転居)		○	○	○	○	○	○	○
外国人申請	特別永住者証明書申請		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
印鑑登録	印鑑登録の申請		○	○	○	○	○	○	○
	印鑑登録証明書の交付申請		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード	マイナンバーカードの受領		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	その他マイナンバーカード届出		○	○	○	○	○	○	○
旅券 (パスポート)	一般旅券発給申請		○	－	－	－	○	○	－
市税	税証明書の交付申請		○	○	○	○	○	○	○
	原付等ナンバーの交付・返納		○	○	○	○	○	○	○
	個人市民税の申告		申告期間中に各会場*で実施						
	個人市民税の申告 (所得がない場合の申告)		○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険	国民健康保険への加入・脱退の届出		○	○	○	○	○	○	○
	高額療養費等の支給申請		○	○	○	○	○	○	○
国民年金	国民年金の資格の取得・喪失などの届出		○	○	○	○	○	○	○
	国民年金の相談		○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療	後期高齢者医療の受給資格取得・喪失などの届出		○	○	○	○	○	○	○
	高額医療費の支給申請		○	○	○	○	○	○	○
介護保険	介護保険(要介護認定・要支援認定)の申請		○	○	○	○	○	○	○
高齢者福祉	高齢者福祉に関する相談		○	○	○	○	○	○	○

\* 施設の空き状況などを踏まえ、年度ごとに会場・期間等を決定します。

## 主要市民サービス一覧

◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（現行と同じ）

○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（現行と同じ）

－：一部の窓口で取扱うサービス（現行と同じ）

分野	サービス内容	中央区				浜名区		天竜区
		庁舎 中央区役所	東行政 センター	西行政 センター	南行政 センター	浜名区役所	北行政 センター	天竜区役所
障害者福祉	障がいのある方の相談	○	○	○	○	○	○	○
	障害者手帳の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	障害福祉サービスに関する申請・相談	○	○	○	○	○	○	○
子育て・教育	母子健康手帳の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	児童手当の申請	○	○	○	○	○	○	○
	乳幼児医療費受給者証の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	乳幼児・幼児健康診査	○	○	○	○	○	○	○
	保育所入所申請	郵送受付のみ						
	幼稚園入園申込	各幼稚園で実施						
	転・入学手続き(在学証明の届出)	新旧学校へ届出						
	転・入学手続き(転入学通知の受領)	○	○	○	○	○	○	○
防災	自主防災組織の指導、育成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
自治会	防犯灯に関する補助金の申請	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域づくり	地域力向上事業の補助金の申請	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ごみ	ごみの出し方の相談	清掃・環境事業所で実施						
	連絡ごみの申込	連絡ごみ受付センターで実施						
市民相談	民事、交通事故、法律相談の受付及び簡易相談	○	○	○	○	○	○	○
	民事、交通事故、法律相談	市民生活課くらしのセンターで実施				○ 定例相談 日に実施	○ 定例相談 日に実施	○ 定例相談 日に実施
産業	臨時運行許可業務	○	○	○	○	○	○	○
道路・河川	道路・河川の占用等の許可申請	中央土 木整備 事務所 で実施	◎	◎	中央土 木整備 事務所 で実施	◎	◎	◎
	道路・河川の整備、修繕及び除草等の要望		◎	◎		◎	◎	◎
公園	公園の占用等の許可申請	公園管理事務所で実施						
住宅	市営住宅の窓口案内、申込受付、一連の入居手続き	指定管理者で実施						